

船介第 1525号
平成24年9月14日

指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様

船橋市 介護保険課長

通所介護事業所の送迎について（通知）

日頃から、本市介護保険事業運営について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、通所介護事業においては、利用者宅への送迎がサービス内容に含まれていますが、先日、利用者の送迎中に重大事故につながりかねない事例の報告がありました。

また、送迎中の交通マナーに関して、市民からの苦情もいくつか寄せられていることから、下記の事項について再度ご確認いただき、より一層安全な通所介護サービスの提供に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 送迎中の駐停車について

他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に駐停車することが望ましいと考えられますが、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に駐停車することが困難である場合は、送迎にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかからないようご配慮願います。

2. 交通法規の遵守及び交通マナーの向上について

交通法規を遵守することはもちろん、交通マナーに関する苦情も多いことから、他の模範となるような運転を心掛けていただくようお願いいたします。

3. 事業所内での管理について

管理者の方は、運転者の適性の把握や、体調に不安がある時には運転業務に従事させないなど安全管理に努めてください。また、同乗する従業者がいる場合には、運転手と共に安全確認を行うよう努めてください。

事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

4. その他

介護サービス事業所の運営にあたっては、近隣の住民の方々のご理解とご協力が必要不可欠であることに鑑み、日頃から地域との連携に努めて頂くようお願いいたします。

問い合わせ先 船橋市介護保険課 指定班 047-436-2782
